３．１．２．１．３　乳のみマウス接種試験

生後24時間以内の乳のみマウス20匹以上に，１匹当たり試料0.1mLを腹腔内，0.01mLを脳内にそれぞれ注射して，14日間観察する．注射後１日以内に死亡したマウスは判定対象より除き，この間，いずれの乳のみマウスも外来性の病原体による感染を示してはならず，またその80％以上は生き残らなければならない．

３．１．２．２　培養細胞接種試験

３．１．２．２．１　ニワトリ肝初代培養細胞接種試験

抗ムンプスウイルス免疫血清で処理してウイルスを中和した試料５mLをニワトリ肝初代培養細胞に接種して，14日間以上観察した後に適当な種の赤血球を加えて，血球吸着が起こらないことを確認する．また，これらの観察期間中に外来性ウイルスによる細胞変性を認めてはならない．

３．１．２．２．２　サル腎培養細胞接種試験

抗ムンプスウイルス免疫血清で処理してウイルスを中和した試料50mLをサル腎由来培養細胞に接種して，14日間以上観察した後に適当な種の赤血球を加えて，血球吸着が起こらないことを確認する．また，これらの観察期間中に外来性ウイルスによる細胞変性を認めてはならない．

３．１．２．２．３　ニワトリ胚初代培養細胞接種試験

抗ムンプスウイルス免疫血清で処理してウイルスを中和した試料50mLをニワトリ胚初代培養細胞に接種して，14日間以上観察した後に適当な種の赤血球を加えて，血球吸着が起こらないことを確認する．また，これらの観察期間中に外来性ウイルスによる細胞変性を認めてはならない．

３．１．２．２．４　ヒト培養細胞接種試験

抗ムンプスウイルス免疫血清で処理してウイルスを中和した試料50mLをヒト由来培養細胞に接種して，14日間以上観察した後に適当な種の赤血球を加えて，血球吸着が起こらないことを確認する．また，これらの観察期間中に外来性ウイルスによる細胞変性を認めてはならない．

３．１．２．３　ニワトリ卵接種試験

10～11日齢の卵に，１個当たり試料0.2mLを尿膜腔内に注射する．また，６～７日齢の卵に，１個当たり試料0.5mLを卵黄嚢（のう）内に接種する．これらの試験の間，いずれの卵においても，胚に異常を認めてはならない．

３．１．３　ニワトリ白血病ウイルス否定試験

試料５mLをニワトリ胚初代培養細胞に接種し，３代継代培養し，各継代培養後，ニワトリ白血病ウイルスを酵素免疫測定法により検出を行うとき，その存在を認めてはならない．

３．２　シードロット（ワーキングシードロット）の試験

乾燥弱毒生麻しんワクチン３．２及び乾燥弱毒生風しんワクチン３．２をそれぞれ準用するほか，弱毒生ムンプスウイルスのろ過前ワーキングシードロットにつき，３．１．３，３．２．１，３．２．２及び３．２．３を行い，ろ過後ワーキングシードロットにつき，一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，適合しなければならないほか，３．２．４を行う．

３．２．１　無菌試験

３．１．１を準用する．ただし，結核菌培養否定試験法の準用における培養期間は56日間とする．